

## 令和5年度 人事行政の概要について

### 1. 職員数

職員区分	R5.4.1現在	R6.4.1現在	増減
正規職員	1,754名	1,771名	+17名
再任用職員	124名	90名	△34名
任期付職員	83名	86名	+3名
合計	1,961名	1,947名	△14名

### 2. 採用 (令和6年4月1日付)

職種	人数	職種	人数	職種	人数
事務職	31名	土木職	6名	建築職	1名
幼児教育士	5名	指導主事	9名	保健師	4名
消防職	12名				

合計 68名

### 3. 昇格・昇任 (令和6年4月1日付)

役職区分	人数	役職区分	人数
部長級	5名	副課長級	22名
次長級	8名	係長級	22名
課長級	22名	主任級	18名

合計 97名

### 4. 分限処分 (令和5年4月1日～令和6年3月31日)

区分	実人数	事由
降給	0名	
休職	31名	心身の故障のため、長期の休養を要する場合
降任	0名	
免職	0名	
合計	31名	

5. 懲戒処分（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

処分日	処分内容	所属名・職名	非違行為等の概要
令和5年10月6日	減給3箇月	小学校 調理師	<p>当該職員は、持病により月1回の通院が必要であり、職員の負担軽減のため、当該傷病に係る通院について、年1回の申出をすることで、月1回の「私傷病による療養休暇（以下、療養休暇という。）」を承認し、都度の診断書提出を不要とする措置を受けていた。</p> <p>このたび療養休暇の取得を申請して勤務日に出勤しなかったが、通院していなかった事実が判明したことから、本人に説明を求めたところ、休暇申請を偽り不正に勤務を怠ったこと、また、記録が確認できる平成30年度から令和4年度までは行っていたことが判明した。</p>
令和6年3月26日	免職	教育指導部 主事	<p>令和6年2月5日（月）に大麻取締法違反により兵庫県警察に逮捕され、同年2月26日（月）に起訴処分となった。</p> <p>同年2月28日（水）及び同年3月1日（金）に勾留中の当該職員と面会、聞取りを行ったところ、大麻を購入及び使用した事実を認めた。</p>

※ 所属名・職名については、処分日現在における所属名・職名を記載しています。